

在宅療養支援診療所等設備整備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、在宅医療に必要な設備整備を支援し、もって在宅医療の実施体制強化を図るとともに、在宅医療の均てん化に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、県内に所在する保険医療機関のうち、居宅等における医療の提供の推進のために必要な病院、一般診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション及び薬局であって、栃木県保健医療計画に定める「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」として知事が認定したもの（以下「認定医療機関」という。）とする。

(事業内容)

第3条 認定医療機関に在宅医療に必要な設備を整備し、地域における継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、他の医療機関等の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等、多職種協働による在宅医療支援体制の構築に努めるものとする。

(補助事業)

第4条 この補助の対象となる事業は、在宅医療の提供に必要な設備整備事業とする。

(補助事業の決定)

第5条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。